

屋外広告物許可申請書

鹿屋市長 殿

年 月 日

申請者 住所（事業所の所在地）（〒 ）  
氏名（事業所の名称及び代表者）  
電話番号

屋外広告物を表示したい（屋外広告物を掲出する物件を設置したい）ので、関係書類を添えて申請します。

広告物の種類			数量	個(枚)	
形状及び寸法	1個(枚)当たり				
	縦	m	横	m	
	表示面数		表示面積	m <sup>2</sup>	
材料又は材質			照明装置	有（外照・内照） 無	
	表示又は設置の場所				
表示又は設置の期間	町 字 番地				
	鹿屋市 村 丁目 番 号				
	用途地域				
表示又は設置の期間	禁止又は制限の地域区分	第1種禁止地域 第1種制限地域	第2種禁止地域 第2種制限地域	第3種禁止地域 第3種制限地域	
	年 月 日から		年 月 日まで（ 間）		
管 理 者	氏名 電話番号				
工 事 施 工 者	住所（〒 ） 氏名 電話番号		屋外広告物の登録	鹿児島県屋外広告業登録第 年 月 日	
工 事 の 期 間	年 月 日から		年 月 日まで（ 間）		
他の法令による許可等	許可の種別	根拠法令	許可番号	許可年月日	備考
	工作物確認	建築基準法			
	道路占用許可	道 路 法			(国,県,市町村道)
	道路使用許可	道 路 交 通 法			
添 付 書 類	その他( )				
手 数 料 額			受 付 印	許 可 印	
許 可 の 条 件					
備 考	1 申請者は、印の欄には記入しないでください。 2 申請書の記入欄が不足する場合は、別紙としてください。 3 この処分不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に、鹿屋市長に対して行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求をし、又は行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところによりこの処分があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、鹿屋市を被告として（訴訟において市を代表する者は鹿屋市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません				